

## 指定管理者制度導入施設の管理運営に関する評価票（評価対象年度：平成30年度）

施設の名称	仙塩流域下水道施設
指定管理者の名称	みやぎ流域下水道施設管理運営共同事業体
施設所管部課(室)	企業局水道経営課

## 1. 当該施設の管理形態の推移【企業局水道経営課・事務所記入】

期間	管理形態	指定管理者(管理受託者)の名称	摘要
～平成18年3月	管理委託	財団法人宮城県下水道公社	
平成18年4月～平成21年3月	指定管理	財団法人宮城県下水道公社	
平成21年4月～平成26年3月	指定管理	一般財団法人宮城県下水道公社	
平成26年4月～平成31年3月	指定管理	みやぎ流域下水道施設管理運営共同事業体	

(注)管理形態欄には、直営・管理委託・指定管理者の別を記入してください

## 2. 指定管理者の概要【水道経営課・事務所記入】

指定管理者の名称	名称	みやぎ流域下水道施設管理運営共同事業体
	代表団体	一般財団法人宮城県下水道公社
	所在地	仙台市青葉区堤通雨宮町4番17号
指定期間	平成26年4月1日～平成31年3月31日(5カ年)	
募集方法	公募	

## 3. 施設の概要【水道経営課・事務所記入】

施設の名称	仙塩流域下水道施設		
所在地	多賀城市大代六丁目4-1		
設置年月日	昭和53年6月1日		
根拠条例等	流域下水道条例		
設置目的	仙台市、塩竈市、多賀城市、七ヶ浜町及び利府町の3市2町において、都市の健全な発達と生活環境の改善を図り、公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質保全に資する。		
施設の内容	処理場(仙塩浄化センター)1箇所、ポンプ場(塩釜)1箇所 幹線流量計等の設備及び全てのマンホール蓋		
指定管理者が行う業務の範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>・処理場施設の運転監視</li> <li>・水質検査業務</li> <li>・産業廃棄物処分の実務及び確認等</li> <li>・点検業務(日常・定期・臨時・定期自主)</li> <li>・処理場、ポンプ場及び幹線流量計設備等の専門的な保守点検</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消耗品及び故障した部品の交換</li> <li>・処理場及びポンプ場等の小規模修繕</li> <li>・幹線流量計等の点検・清掃等</li> <li>・施設内の設備保安警備</li> <li>・処理場の見学者案内</li> <li>・その他</li> </ul>		

## 4. 施設運転実績【水道経営課・事務所記入(太枠内は指定管理者が記入)】

## (1)施設運転実績

項目	事業計画		実績		対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
	評価対象年度 (平成30年度) (A)	前年度 (平成29年度) (B)	評価対象年度 (平成30年度) (C)			
流入汚水量(千 $m^3$ )	37,778	41,084	39,545		104.68%	96.25%
発生脱水汚泥量(t)	20,020	21,524	20,566		102.73%	95.55%

## 5. 管理運営収支実績【水道経営課・事務所記入(太枠内は指定管理者記入)】

## (1)収入

(単位:千円、%)

項目	事業計画		実績		対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
	評価対象年度 (平成30年度) (A)	前年度 (平成29年度) (B)	評価対象年度 (平成30年度) (C)			
県指定管理料	1,589,308	1,449,979	1,598,218		100.56%	110.22%
その他収入	0	0	0			
収入計(a)	1,589,308	1,449,979	1,598,218		100.56%	110.22%

## (2)支出

人件費	338,407	338,407	338,407		100.00%	100.00%
直接経費	476,627	458,290	483,959		101.54%	105.60%
委託費等	500,873	383,743	507,217		101.27%	132.18%
その他経費等	273,401	269,539	268,635		98.26%	99.66%
支出計(b)	1,589,308	1,449,979	1,598,218		100.56%	110.22%

## (3)収支

収支(c) = (a) - (b)	0	0	0			
-------------------	---	---	---	--	--	--

6.評価対象年度(平成30年度)の管理運営評価【指定管理者、水道経営課・事務所記入】

項目	事業実績 【指定管理者記入】		指定管理者の自己評価 【指定管理者記入】		県の評価 【水道経営課課・事務所記入】	
			評価		評価	
施設の目的に沿って安定した管理運営に努める	<p>①処理場施設の運転監視 処理状況の計測値を基に運転設定値を変更し、水処理及び汚泥処理の目標値を達成した。</p> <p>②水質試験業務 水処理、汚泥処理の運転状況の確認及び運転指標を得るために水質及び汚泥の試験を行った。</p> <p>③廃棄物処分の実施及び確認等 ・下水処理の過程で発生する、脱水ケーキ他の産業廃棄物の処理を適正に行った。 ・処分場の処分状況確認及び運搬ルート確認を行った。</p> <p>④点検業務(日常・定期・臨時点検等) 運転状況を日常的に把握し、設備の保全、延命化を図るための各種点検を行った。</p> <p>⑤保守点検(専門的な点検) 設備の機能を保全し、延命化を図るための専門的な技術者による保守点検を行った。</p> <p>⑥部品の交換 設備の保全及び機能回復を図るための消耗部品等の交換を行った。</p> <p>⑦小規模修繕 故障した設備の機能を回復するために、専門業者による修繕を行った。</p> <p>⑧幹線流量計の点検・清掃等 各接続点から幹線に流入する汚水量の、測定精度を保つための点検・清掃を行った。</p> <p>⑨施設内の設備保安警備 ・人的警備、カメラによる監視及び出入退場管理による施設内保安を行った。</p> <p>⑩見学者案内他 ・施設見学者の下水道への理解を深めた。 ・流域管内関連市町の新任職員を対象とした研修会や、独自事業との連携により積極的なPR活動を行った。 ・一般公開イベントでは、約1,100名の来場者があり、多くの下水道利用者に施設をPRすることが出来た。</p> <p>⑪薬品及び備品の管理 薬品の使用量及び在庫量の確認、備品の整備及び在庫確認を行った。</p> <p>⑫異常時及び災害時の対応 ・焼却設備が故障した際に、他の指定管理者と脱水ケーキの受入調整を行うとともに、緊急に修繕することで設備の停止期間を最小限に止めた。また、汚泥の場外処分先を早急に確保し水処理への大きな影響を回避することが出来た。</p> <p>⑬施設内・敷地内の環境整備 施設内の清掃、除草により敷地内の環境を良好に保った。</p> <p>⑭安全対策 ・職員に対する安全教育をおこなった。 ・安全パトロールやリスクアセスメントを継続して行った。 ・熱中症予防措置としてWBGTの掲示等を行った。</p>		<p>・年度事業計画書等の内容を上回る実績であり、優れた管理運営をおこなった。</p>	S	<p>・年度事業計画書等の内容と同程度の実績であり、適正な管理運営を行った。</p>	A
人員体制	正規66人	非正規0人				
施設の機能を最大限発揮し管理水準等の向上に努める	<p>①他流域下水道からの汚泥の柔軟な受入対応と効率的な汚泥の焼却処理 ・夜間を中心に脱水し、他流域の汚泥を効率的に受け入れた。 ・他の指定管理者からの緊急の要請に応じて、汚泥の受入量を増加した。 ・他の指定管理者との綿密な受入量の調整により効率的な焼却処理を行った。</p> <p>②確実なオペレーション 指示書による運転操作変更やノートを用いた引継ぎを行った。</p> <p>③ポンプサクション部への注水による汚泥ポンプ運転 高濃度の汚泥による送泥不良を防ぐため、必要に応じて処理水を注入した。</p> <p>④トラブルシューティングによる設備の安定管理 機械内部の摩耗劣化状況を把握し、適切なタイミングで整備するため、専門業者による潤滑油の分析を行った。</p> <p>⑤塩釜幹線におけるマンホール蓋の劣化防止 マンホール蓋の内側にポリエチレン製蓋を取付け、マンホール蓋の劣化防止効果について検証した。</p> <p>⑥不明水対策への協力 中南部下水道事務所と協議し、塩釜中継ポンプ場汚水ポンプの点検整備に交換部品を追加した。</p> <p>⑦仮設ポンプ運用方法の改善 不明水による流入水の増加に遅滞なく対応するため、6月から10月までの不明水が増加すると見込まれた時期に仮設ポンプを常設し不明水の急増に備えた。</p>		<p>・年度事業計画書等の内容を上回る実績であり、優れた管理運営をおこなった。</p>	S	<p>・年度事業計画書等の内容を上回る実績であり、優れた管理運営をおこなった。</p>	S
費用対効果の高い効率的かつ効果的な管理運営を行い経費の削減に努める	<p>①水処理施設の一部停止、水中攪拌機の間欠運転 水処理施設の1/8の停止、水処理状況に応じた4系水処理嫌気槽攪拌機の3時間毎の間欠運転などにより節電した。</p> <p>②電力のピークカットによる節電 大雨の際に汚水ポンプ及び送風機の使用電力が増加するため、その他の機器を停止して契約電力量の超過を防いだ。</p> <p>③照明設備及び機器の運用方法による節電 照明及び換気扇は必要最低限の間引き運転とし、遠心脱水機は脱水後の洗浄運転時間を短縮した。</p> <p>④照明設備のLED化 通行量の多い管理棟周りの照明設備を、LED照明に交換した。</p> <p>⑤委託による効率的な管理運営、経費削減 専門業者に委託することで、費用の削減、品質の確保及び時間の短縮に努めた。</p> <p>⑥合算発注や長期契約による効率化 電気設備や汚泥処理設備の保守点検について、合算発注により経費の削減に努めた。</p> <p>⑦完成図書の電子データ化 主要設備の完成図書の電子データ化を進め、事務処理を効率化した。</p>		<p>・年度事業計画書等の内容と同程度の実績であり、適正な管理運営を行った。</p>	A	<p>・年度事業計画書等の内容と同程度の実績であり、適正な管理運営を行った。</p>	A

項目	事業実績 【指定管理者記入】	指定管理者の自己評価 【指定管理者記入】		県の評価 【水道経営課・事務所記入】	
		評価	評価	評価	評価
指定管理者の基本的責務	<p>①環境への配慮 ・「わが社のe行動(eco do)」制度の環境配慮実践事業者認定更新 ・グリーン購入の推進 ・冷暖房温度の管理(冷房28℃、暖房19℃) ・エコドライブの推進、低燃費車の使用優先 ・コピー用紙の使用削減 ・ゴミの分別、再生利用業者への処理委託 ・真山運河周辺の環境美化活動(4～12月) ・上水使用量の削減 ・放流水の安定した水質の確保(管理目標値の遵守) ・温室効果ガス・大気汚染物質の排出抑制 以上について行った。</p> <p>②エネルギー管理 ・原単位(処理水1m<sup>3</sup>当たり使用した電力量)の削減に努めた。 ・エネルギー管理員を配置し、定期報告書を提出した。</p> <p>③情報の公開・個人情報保護 コンソーシアム規程により適正に対応するとともに、職員への啓発を行った。</p> <p>④収支実績 支出計画を作成し、維持管理コストを職員に周知することで経費削減に努めた。</p> <p>⑤その他 ・行政手続条例に係る事案及び業務に係る規程等の作成については該当なかった。 ・業務実施に伴い知り得た秘密の外部漏洩や目的外使用はなかった。 ・業務実施に伴い作成及び取得した文書について適正に管理した。</p>	・年度事業計画書等の内容と同程度の実績であり、適正な管理運営を行った。	A	・年度事業計画書等の内容と同程度の実績であり、適正な管理運営を行った。	A
県民等の苦情・要望等の把握とその反映	<p>①見学者から寄せられた要望や意見の反映 見学者に、アンケートの記入を依頼し、次回以降の行事への反映を図った。</p> <p>②苦情対応マニュアルの作成と対応 臭気に関する情報が寄せられたことから巡回確認を定期的に行ったものの特定には至らなかった。</p> <p>③要望への対応 関係機関からの要請に応じて会議室やプロジェクター、PCを貸出し協力した。</p>	・年度事業計画書等の内容と同程度の実績であり、適正な管理運営を行った。	A	・年度事業計画書等の内容と同程度の実績であり、適正な管理運営を行った。	A
その他の取組	<p>①自己評価 四半期ごとに自己評価を行い、職員間で問題意識を共有し管理運営業務に反映した。</p> <p>②施設の改善についての提案 (指定管理期間中において経費の削減を図り、その節減額を財源に充てるもの) 水質自動制御システムの実証試験及び報告を行った。</p> <p>③宮城県への協力 宮城県が行った消化ガス発電開始式へ協力した。</p>	・年度事業計画書等の内容と同程度の実績であり、適正な管理運営を行った。	A	・年度事業計画書等の内容と同程度の実績であり、適正な管理運営を行った。	A
総合評価		<p>・施設の目的である水処理・汚泥処理は、期間を通して管理目標値を超過することなく、安定した管理を行うことができた。</p> <p>・汚泥焼却設備を効率的に運用するために、他の指定管理者と連絡調整し積極的に受入量を増やした。</p> <p>・大雨時における溢水問題では、浄化センターでの仮設ポンプ常設の他、中南部下水道事務所と協議して塩釜中継ポンプ場汚水ポンプ点検整備の交換部品を増やすなど、県と問題を共有して対応にあたることができた。</p>	S	・年度事業計画書等の内容と同程度の実績であり、適正な管理運営を行った。	A

【指定管理者が行う自己評価の基準(目安)】

評価	評価の考え方
S	年度事業計画書等の内容を上回る実績であり、優れた管理運営を行った。
A	年度事業計画書等の内容と同程度の実績であり、適正な管理運営を行った。
B	年度事業計画書等の内容を下回る実績であり、さらなる工夫・改善が必要である。
C	年度事業計画書等に基づく管理運営が適切に行われたとは認められず、大いに改善努力が必要である。

【県が行う評価の基準(目安)】

評価	評価の考え方
S	年度事業計画書等の内容を上回る実績であり、優れた管理運営が行われた。
A	年度事業計画書等の内容と同程度の実績であり、適正な管理運営が行われた。
B	年度事業計画書等の内容を下回る実績であり、さらなる工夫・改善が必要である。
C	年度事業計画書等に基づく管理運営が適切に行われたとは認められず、大いに改善努力が必要である。

7. 施設管理運営の課題等【指定管理者、水道経営課・事務所記入】

項目	指定管理者 【指定管理者記入】	県 【下水道課・事務所記入】
管理運営の課題等	<p>・溢水対策が喫緊の課題と考えます。浄化センター側でできる対応を実施しながら、県及び流域市町間連携の連携を深め、この問題に対応していきます。また、指定管理者の基本的責務である施設の安定稼働やコスト削減に引き続き取り組んでいきます。</p>	<p>・溢水に対する対策が課題である。東日本大震災以降、不明水の増加が続いており、さらに近年、局所的豪雨の傾向が見られ、処理場の能力を超える流入量を経験している。指定管理者と協力して最大限の処理能力が発揮出来るように備えることが必要である。</p>